「

⑭、⑯及び⑰以外の益金算入額 （別表十(六)付表一「17」の合計）
同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 （別表十(六)付表一「17」のうち増資特定株式に係る額の合計額）

」を「

⑭、⑯及び⑰以外の益金算入額 （別表十(七)付表一「17」の合計）
同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 （別表十(七)付表一「17」のうち増資特定株式に係る額の合計額）

」に改め、同表の記載要領第二号中「「当期所得基準額（(2)－(3)－(4)－(5)－(6)－(9)）又は（別表十(六)付表二「10」）（125億円を超える場合は125億円）（マイナスの場合は０）」を⑩とし、「「又は（別表十(六)付表二「10」」を「「又は（別表十(七)付表二「10」」に改め、同表を別表十㊦とする。

別表十㈤付表の表中「

調整前特別控除額 （(別表十(五)「18」又は「19」)と⑵のうち少ない金額）

」を「

調整前特別控除額 （(別表十(六)「18」又は「19」)と⑵のうち少ない金額）

」とし、「

調整前特別控除額 （別表十(五)「32」と「34」のうち少ない金額）、（別表十(五)「32」と「39」のうち少ない金額）、（別表十(五)「32」と「44」のうち少ない金額）又は（別表十(五)「32」と「49」のうち少ない金額）

」を「

調整前特別控除額 （別表十(六)「32」と「34」のうち少ない金額）、（別表十(六)「32」と「39」のうち少ない金額）、（別表十(六)「32」と「44」のうち少ない金額）又は（別表十(六)「32」と「49」のうち少ない金額）

」に改め、同表を別表十㈨付表とする。

別表十㈤の記載要領第二号中「別表十(五)付表「14」」を「別表十(六)付表「14」」に改め、同第六号中「別表十(五)付表「26」」を「別表十(六)付表「26」」に改め、同表を別表十㈨とする。

別表十㈣付表二の次に次の四表を加える。